

◇（単品スライド条項）運用マニュアルの改定について

1 改定の理由

単品スライド条項運用マニュアルは、平成 20 年 7 月に策定し、押印廃止を踏まえ令和 4 年 1 月に改定をしている。この度、国土交通省が運用マニュアルを改定したことを受け、本県の運用マニュアルを改定するものとする。

2 内 容

《これまでの運用マニュアル》

工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更する。

《新たな運用マニュアル》

- (1) 資材価格が日々上昇する状況であり、物価資料に反映されるまでにタイムラグがあることを考慮し、購入価格が適当な金額であることを証明する書類（実購入先を含まない2社以上の見積り等）を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- (2) 加工費用も含めて資材を購入する鋼橋上部工など「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- (3) 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可能とする。
- (4) その他必要な改正として、下記項目を追加、改定
 - 1) その他主要な工事材料の項目を追加
 - 2) 減額変更の場合の取扱いを追記
 - 3) 甲、乙を発注者、受注者に、請負者を受注者に改定

《静岡県独自の記載》

- (1) 建築工事における対象品目の分類例を記載。
- (2) 建築工事における数量書の取り扱いを記載。
- (3) 単品スライドのイメージ図を追記。
- (4) 単品スライドの変更契約を精算変更の変更契約と同時に行うことができるよう次のとおり語句を修正。

5-2 協議の手続き

(国) 協議開始日までに、単品スライド分を除く精算変更（全体スライド及びインフレスライドを含む）をすること。（原則）

↓

(県) 協議開始日までに、単品スライド分を除く精算数量の確定（全体スライド及びインフレスライドを含む）をすること。（原則）

理由：国工事に比べ県工事は小さい規模の工事が多く、工期末までの2ヶ月間に精算変更とスライドに係る変更を2回行う期間に余裕がある工事が少ないと考えられるため。